

## 様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

平成31年3月1日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

所在地 〒100-0004  
会社名 東京都千代田区大手町一丁目6番1号  
大手町ビル4階  
株式会社 AI Samurai  
代表取締役 白坂 一

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

### 記

#### 1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

##### （1）事業目標の要約

弊社は、AI（人工知能）技術を駆使することにより「人間とAIとの共創世界」の実現を目指し、ユーザ（研究者、発明者、弁理士等）の知的財産創出を支援し、企業、大学、研究施設等のイノベーション戦略を加速させていきたいと考えております。

また、弊社は「人間とAIとの共創世界」をミッションとして、AI搭載の『類似文献評価システム』をコアビジネスとして掲げ、段階的に開発を進めて参る所存であります。

現在、AIを活用した類似文献評価システムは存在しておりますが、弊社が開発を進めているシステムは、発明内容(新しいアイデア)をテキストボックスに入力するだけで、発明内容と類似文

献との類似度を独自の計算基準に基づき表示し、ランク付けを行う世界で唯一の類似文献評価を可能にすることを目指しております。

これにより、ユーザの特許調査分析に関する労力や、発明から特許取得までの費用と時間を大幅に削減させて、微力ながら日本の技術革新へのサポートおよび知的財産制度等の発展に貢献したいと考えております。

## (2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は生産」に該当する。

従来、特許の調査分析システムは数多く存在しました。その中には、自社が取得したい発明の内容について、ユーザがキーワードをテキストボックスに入力すると、類似度が高い順にスコアリング表示する機能を備えるサービスもありました。しかしながら、内容を理解するためにユーザが読み込みをする必要があるため、ユーザの期待に十分応えられるものはなかったと思います。ここ数年の研究者・技術者の人手不足や働き方の改革などもあり、知的財産に関する調査や分析において、労力をかけることなく、発明創出により時間をかけて頂く必要性を感じておりました。

そのような状況を受けて開発した弊社の類似文献評価システム“IP Samurai”は、従来のサービスと異なるところが3点あります。

自社が取得したい発明の内容をセンテンスとしてテキストボックスに入力すると、以下のことが可能です。

- (1) 従来のシステムではユーザ自身がキーワードを考えなければならなかったが、弊社システムではセンテンスベースの発明内容からキーワードの切り分け等を行って検索式を拡張し、類似文献検索を行う。
- (2) 発明の内容から構成要件を切り分け、類似文献の検索結果について、構成要件ごとの類似度をパーセントにてスコアリングする。
- (3) 発明内容と類似文献との類似度を、類似度が高い順に、現段階では A から D の 4 段階でスピーディーに表示する。

(4) なお、(1)～(3)以外の事項に関して本件システムの分析結果の妥当性をシステム利用者に対し何ら示すことはなく、分析結果をどのように解釈するかはシステム利用者の判断に完全に委ねられている。利用規約書には、本件システムの分析結果について、正確性、有用性、適法性等を保証するものではないとの免責条項を規定している。

## 2. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

弁理士法 (抄)

(業務)

第四条 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続および特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。

...

第二項、第三項は省略。

(弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限)

第七十五条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する異議申立て若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に

供されるものをいう。)の作成を業とすることができない。

民事訴訟法

(抄)

(鑑定義務)

第二百十二条 鑑定に必要な学識経験を有する者は、鑑定をする義務を負う。

…

第二項は省略

広辞苑 (第七版)

(抄)

鑑定とは：

物の真偽・良否などを見定めること。めきき。

〔法〕学識経験を有する第三者が、裁判官の判断能力を補助するため、専門的見地からの判断を報告すること。

### 3. 具体的な確認事項

#### <確認事項>

本照会書2. (2) 記載の弊社の新事業活動における人工知能を用いて国内外特許庁のデータベースから分析して得られた評価が、弁理士法第七十五条第一項に規定する「鑑定」に該当しないことを確認したいと考えております。

#### <弊社の考え>

(1) 民事訴訟法第二百十二条第一項には、「鑑定」は、必要な学識経験を有する者の義務と規定されており、広辞苑 (第七版) には、学識経験を有する第三者が、裁判官の判断能力を補助するため、専門的見地からの判断を報告すること、と定義されております。また、日本弁理士会が発行する平成 21 年度新人研修テキスト (鑑定・判定の実務 (特・実)) には、「鑑定」とは、専門

的知識を有する弁理士が、依頼者である社内の意思決定を補助するため、専門的見地からの判断を報告すること、と定義されております。

これに対し、弊社システムは、コンピュータにより類似文献に関する計算処理結果を参考情報として表示しているに過ぎません。

(2) 以上、” IP Samurai” が行う評価は、専門家としての学識経験を有する者（人間）による判断ではないこと、一定の計算基準に基づく類似文献の類似度を表示しているに過ぎないことから、いわゆる知的財産業界の特許取得可能性や、鑑定にて行われる特許の有効性・優位性判断に基づく新規性および進歩性の判断手法とは、全く異なるものです。

従いまして、” IP Samurai” は、単に類似文献に関する参考情報を表示するツールであり、弁理士法上の「鑑定」は行っていないものと考えます。

以上